

# 国民健康保険または後期高齢者医療の

## 「限度額適用・標準負担額減額認定証

### (減額認定証)」

現在交付されている国民健康保険または後期高齢者医療の減額認定証の有効期限は平成27年7月31日までとなっております。

更新手続きは  
8月31日までです

### 国民健康保険の減額認定証をお持ちの方

平成27年8月以降も認定が可能な方には、7月中旬に「申請のお知らせ」と「申請書」を送付しますので、引き続き必要な方は、8月31日(月)までに更新の手続きを行ってください。(認定証は申請を行った月の初日から有効となりますので、9月1日以降に申請をされますと、認定されない月が生じることになります。)

なお、現在「区分オ」または「区分Ⅱ」の認定証をお持ちの方で、その認定証の有効期間内の入院日数の合計が91日以上の場合、申請日から食事代が更に減額されます。

### 後期高齢者医療の減額認定証をお持ちの方

現在、認定証をお持ちの方

で、平成27年8月以降の認定区分が「区分Ⅰ」、「区分Ⅱ」に該当する方は7月下旬に新しい認定証を送付します。(自動更新のため手続きの必要はありません)

なお、現在「区分Ⅱ」の認定証をお持ちの方で、その認定証の有効期間内の入院日数の合計が91日以上の場合、申請することで食事代が更に減額されます。

申請の際は病院の領収書など、入院日数の分かる書類をご持参ください。

#### ■申請場所

健康増進課 医療保険班、各総合支所または各出張所

#### ■必要なもの

- ・保険証
- ・現在交付されている平成26年度の減額認定証

更新手続きは  
8月31日までです

## 葬祭費の支給申請を受け付けています

国民健康保険または後期高齢者医療保険の被保険者がお亡くなりになられた場合、その葬祭を行なわれた方に対して、申請により保険者(町または山口県後期高齢者医療広域連合)から5万円を支給しています。

対象となられる方で申請を行われていない方は役場健康増進課医療保険班、各総合支所または各出張所で申請を行ってください。

なお、葬祭を行なわれた翌日

類(病院の領収書など) ※同一世帯内に住民税の申告がまだお済みでない方がいらっしゃる場合(未申告の状態)、本来の負担区分判定ができないことがあります。その際は、各総合支所または各出張所の窓口で、まず申告をしていただくようお願いいたします。

#### ■問い合わせ

健康増進課 医療保険班  
☎0820(73)5502

から2年を経過しますと時効により支給ができなくなりますので、ご注意ください。

#### ■手続きに必要なもの

- ・葬祭を行なったことがわかる書類(云葬礼状や葬祭費用の領収書など)
- ・印鑑
- ・申請人の通帳

#### ■問い合わせ

健康増進課 医療保険班  
☎0820(73)5502

## 高齢者の方の防火標語を募集します

#### ■応募資格

柳井地区広域消防組合管内(柳井市、平生町、上関町、周防大島町)に居住する65才以上の方。

#### ■課題(防火標語)

○住宅防火(特に住宅用火災警報器)に関するもの。

○放火・火災防止に関するもの。

○火災が起こった際、火がつきにくく、燃え広がらない防災エプロンの普及に関するもの。

○その他火災予防に関する標語であること。ただし、山火事予防に関するものは除く。

#### ■応募方法

官製はがきに作品(防火標語)、郵便番号、住所、氏名(ふりがな)、年令、性別、電話番号を明記のうえ、下記消防本部予防課まで郵送するか、最寄りの消防署、出張所へ直接提出してください。

#### ■送付先・問い合わせ

〒742-0031  
柳井市南町五丁目4番1号  
柳井地区広域消防本部予防課  
指導係

☎0820(23)7774  
■応募期間  
7月21日(火)～10月30日(金)

■その他  
(ア)作品は自作で未発表のものとなります。

(イ)一人二点までとします。

(ウ)金賞に選ばれた標語は山口県で行われる2次審査に提出します。